

## 【研究ノート】

# クリッカーを用いた講義の実践例

山本 紘之

### 1. はじめに

本学法律学科においては、2016年度より、刑法1および刑法2において、クリッカーを用いた講義を行っている。本稿は、筆者が担当する刑法2（2年次配当科目）における実践例の概略を紹介し、もって本学の法学教育を検討するための資料を提供しようとするものである。

### 2. 導入の経緯

本学では、2016年度より全学プロジェクト事業が開始され、アクティブラーニングを共通テーマとして事業が公募された。本学法律学科は、クリッカーを用いた講義のための予算を申請し、これが採択され、申請責任者であった筆者と、同系統の科目を担当する小島准教授の担当科目において、クリッカーを用いた講義を実施することとなった。

なお、クリッカーとは、複数のボタンを有するカード型の機械であって、受講生が対応するボタンを押すと、ボタンごとの総数を集計することができるもののことを言う。法学教育の多数を占めるとされる大規模講義において、教員からの発問に対して、受講生がクリッカーを用いて回答することを狙いとして、同機器の購入を申請した。

上記予算を用いて購入したものは、クリッカー150個とその周辺機器および、操作のためのノートPCである。予算規模は、総額約100万円であった。

### 3. 講義の実践例

筆者が担当する刑法2は、刑法各論の分野を扱うものである。たとえば詐欺罪の応用の回においては、以下のような発問の際にクリッカーを用いた。

まず、冒頭において、以下のような発問を行った。

#### Q1. 以下のうち、処分行為にあたる事実はどれか。

Xは、ホテルを退出するところで所持金がないことに気づいたので、フロント係員の

隙をついて逃走しようとしたが、係員に呼び止められたので、①「コンビニはどこにありますか?」と尋ね、係員から②「遠いよ。30分は歩くかなあ」と言われ、③「じゃ、そのATMにひとつ走りするので待っていてください」と伝えたところ、④係員は頷いた。

これは、前回の復習のための質問である。前回は詐欺罪における交付・処分行為を扱ったため、その復習と、今回扱う欺罔行為との区別を明らかにするための発問である。学生からの回答は①が半数程度を占めていたため、「交付・処分」とは、被欺罔者が行うものである旨を改めて強調している。

次に、今回学ぶべきことがらについて、以下のような発問を行った。

Q 2. 以下のうち、詐欺罪で処罰すべきと思うものはどれか?

- ①甲は、熊本産イチゴ「あまおう」を、栃木産イチゴ「ロイヤルクイーン」と偽って販売した。
- ②乙は、エナジードリンクに「翼をさずける。」というキャッチフレーズをつけて販売したが、実際には翼をさずける効果はなかった。
- ③丙は暴力団員であるが、A銀行で口座を開設する際、反社会勢力との関係はない旨の誓約書を提出の上、口座を開設して通帳を受け取った。

これは、導入のための発問である。たいていの学生は、①を選択するものの、判例の立場によれば、詐欺罪となるのは③である（最決平成26年4月7日刑集68巻4号715頁）。なお、①を詐欺罪とすることは論理的には不可能ではないが、立証の困難性もあり、たいていは不正競争防止法などによる対応が行われている。なぜ、判例の立場によれば③は詐欺罪が成立するのか、そしてそのような立場を支持すべきか、という点を明らかにすることがこの発問の意図である。

この導入を受けて、詐欺罪における欺罔行為や財産的損害についての解説を教員が行う（30分程度）。この間は、クリッカーは用いない。ただし、たとえば財産的損害を実質的に捉える立場を説明する際に、先ほどの発問で③を選択しなかった者はそうした立場に親和的な考え方をする者であって、そのような考え方は理論的にもありうるということは説明するようにしている。

説明が終わった後、学生の理解を確認するための発問を行う。

Q 3. 以下の事例が詐欺罪にあたるのであれば、欺罔行為にあたる部分はどこか。

Xは、①芸能人が出入りする紹介制の高級バーに興味を持っていたので、同店のなじみであるAと面識はなかったが、②同店のドアマンに対して、「Aさんの紹介です」と偽り、

名刺を差し出した上で入店し、③所定の料金を払って飲食した。その後、「芸能人御用達パーに潜入！」というタイトルで動画を作成し、広告収入を得た。

先ほどの説明は、欺罔行為や財産的損害の定義（規範定立）の部分である。Q3は、それを実際に理解しているかを確認するため、あてはめができるかの練習のための発問である。意外に、③を選択する学生も少なくない。詐欺罪は、欺罔と交付というように、あてはめにおいて注意が必要な要件が複数存在するため、これらを整理することが必要である旨の注意を喚起している。この詐欺の回では行わなかったが、最後に法学検定の問題などを用いて理解を確認することもある。

最後に、以下のような発問を行い、次回のための予習を促している。

#### Q4. 以下のうち、仲間外れはどれか？

- ①甲は、Aのポケットから財布をすり取った。
- ②乙は、Bに暴行を加えて反抗を抑圧し、Bのポケットから財布を奪った。
- ③丙は、Cを欺いて、Cが持つ財布の交付を受けた。
- ④丁は、Dから預かっている財布を持ち逃げした。

次回から横領罪を扱うため、①～③と④の差異、すなわち占有侵害の有無に気づいてもらうことが、発問の意図である。

## 4. 分析

上記は一つの実践例にすぎず、他の回においても、積極的にクリッカーを用いた講義を行っている。それらの経験を通じて、以下の三点を指摘して、今後の検討の足掛かりとしたい。

第一に、発問の形式についてである。今回の実践例に見られるように、クリッカーを用いた選択型の発問は、大別して、①前回の復習のためのもの（Q1）、②導入のためのもの（Q2）、③振り返りのためのもの（Q3）、④予習のためのもの（Q4）に分類することができる。今回の実践例は、2017年度に実施された授業公開の際に行われたものをまとめたものであるが、その授業公開に関して、これから教えることの予習としての発問なのか、いま教えたことの確認のためのものなのかを明確にするとよいのではないかという意見を賜った。これは正鵠を射たものと思われる。というのは、導入のためのものであれば、率直な感想を回答すればよい一方、復習や振り返りのためのもの場合は、受講生も、正確な答えを理解するように思考を切り替える必要があるからである。上記①～④のうち、クリッカーを用いた講義において有益な質問がいずれであるかはデータが不足しているが、2

年間の体感としては、③は多くの学生に有益なようである。ただし、あくまでも体感の域を超えるものではない。

第二に、学生の反応についてである。授業評価アンケートにおける自由記述欄には、クリッカーを用いたことについて好意的な記述が多く見られた。また、クリッカーの使用頻度についての質問も行ったところ、おおむね好意的な評価が見られた。ただし、2017年度は設備の都合で使用頻度をやや抑えめ（平均すると一月に一回程度）にしたクラスがあるが、そのクラスにおいても「ちょうどよい」という回答が多数派であった。一年次から使用していることから、飽きが来たのか否か、継続的な観察が必要である。

第三に、アクティブラーニングにおけるクリッカーの位置づけである。クリッカーを用いた講義も、アクティブラーニングの一つとして位置づけることはできる<sup>1</sup>。しかし、あくまでも本実践例は、クラスの規模が100名を超える大教室におけるものであり、受講生の関与度合いは、PBLやディスカッションを行う講義と比較して低くならざるを得ない。クリッカーを用いた講義が本学においては「目新しい手法」であったとしても、決して全国的に見て「斬新な手法」ではないことに留意する必要がある。法学部においても、少なからぬ教員が講義においてリアクションペーパーを提出させているが、これはミニッツペーパーという手法の一種として位置づけられるのであって<sup>2</sup>、大規模講義におけるアクティブラーニングの手法はクリッカーに限ったものではない。ゆえに、法学部においても学生の主体的な参加を促す手法の検討は必要だと思われるが、多様なあり方があることを意識する必要があるのであって<sup>3</sup>、本稿が紹介する実践例は、あくまでもそのためのたたき台の一つにすぎない。

<sup>1</sup> 中井俊樹編著『アクティブ・ラーニング』（玉川大学出版部、2015年）5、18頁。

<sup>2</sup> 名古屋大学高等教育研究センター「ミニッツペーパーを活用する」<http://www.cshe.nagoya-u.ac.jp/facultyguide/MinutePapers.pdf>（2018年1月9日最終閲覧）

<sup>3</sup> たとえば、池田眞朗「新世代法学部教育の実践—今、日本の法学教育に求められるもの②」書齋の窓 644号（2016年）は大教室双方向授業の実践を示す。さらに、中川孝博『法学部は甦る！〔上〕初年次教育の改革』（現代人文社、2014年）。